

件名：日本介護支援専門員協会 メールマガジン81号 20090626

送信日時：2009年 6月 26日 金曜日 3:54 PM

差出人：日本介護支援専門員協会 事務局 <jcma.net@jcma.or.jp>

宛先：<motoyasu@ohba.co.jp>

★\*:。★'\*:~————— 2009.6.26 —————

一般社団法人 日本介護支援専門員協会  
メールマガジン No.81

===== お知らせメニュー =====

1. 行政のうごき (2つのお知らせがあります)

●1●行政のうごき

◇社会保障審議会介護給付費分科会◇ (第64回 H21.6.24)

★昨年12月26日に介護報酬改定案の諮問答申が行われて以来、約半年ぶりに介護給付費分科会が開催されました。今回は主に、介護報酬改定の影響を検証するために10月に実施が予定されている「介護従事者処遇等状況調査」についての議論が行われました。

★「報酬改定が実際に介護従事者の処遇改善につながっているかどうか」結果の検証をすることや、介護報酬改定の基礎資料となる介護事業経営実態調査等の手法や設計の検討を行い、次の改定に向けての議論へつなげていくことは、「平成21年度介護報酬改定に関する審議報告」(平成20年12月12日)に示されています。そのために学識経験者等6名を委員とする「調査実施委員会」が介護給付費分科会の下に設置され、ここでとりまとめられた処遇状況調査票の案が提示されました。

★調査の対象となるサービスは、?介護老人福祉施設、?介護老人保健施設、?介護療養型医療施設、?訪問介護事業所、?通所介護事業所、?グループホームの6サービス、対象となる職種は、生活相談員(支援相談員)、介護職員、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、機能訓練指導員、プラス介護支援専門員が案として示され、これで(事務職員を除く)全職員の約94%を占めるとされました。しかし、この日の分科会では次のような議論が展開され、ここで示された案が了承されたことに加え、「居宅介護支援事業所」も調査対象サービスに追加されることが決まりました。

★議論の冒頭で、まず当協会の木村会長は「この調査設計では施設に勤務する介護支援専門員の処遇だけしか把握できない、しかも当協会が実施した調査によれば施設に勤務する介護支援専門員の約7割は兼務である」と指摘、「仮に(法人内の他のサービスと)併設であっても常勤専従の介護支援専門員の処遇改善状況がわかる調査を実施してほしい」と要望しました。

★これに対して大森彌分科会長は、「非常に大事なことであり、どのように考えているのか」と述べ、調査実施委員会の田中滋委員長(慶応義塾大学大学院教授)からは、「居宅介護支援事業所の大部分が併設事業所であり、併設している元の実態がわかれば推定できるという結論だった」と説明がありましたが、木村会長は、「そういうリンクはしていないと思う。仮に併設であっても部門の赤字、黒字は把握できないため、事業所の中での介護支援専門員の処遇調査を行うべきだ」と主張しました。

★鈴木老人保健課長は、「居宅介護支援事業所の9割は併設であり、ここ

でカバーしている9割の部分はみられる。今回は処遇を把握することが目的であり、むしろ事業所の経営状況は経営実態調査で必ずみていく」と述べました。

- ★さらに、木村会長は「それは違う」と強調し、「これは施設に勤務する介護支援専門員の調査だ。報酬改定においては要である居宅介護支援事業所に対して評価がされたなかで、そのことによって給与が変化したのかどうかの調査をすることが大事だ。（職種として介護支援専門員が入っているとはいうものの）このまますんなりみれば、施設勤務の介護支援専門員の処遇状況をみるものであり、居宅介護支援事業所に勤務する介護支援専門員の処遇をみる調査にはなっていない、ということをお願いしたい」と強く訴えました。
- ★木村会長の発言について、大森分科会長は、「もっともな意見だ」と述べ、「もう一回委員会で受け取ってもらえるか」と厚労省に投げかけました。鈴木老人保健課長は「受け取ることもできるが、この分科会で居宅介護支援事業所も調査対象に加えることを決めてもらえれば、あとは詳細をケアマネ協会と詰めることもできる」と返答、大森分科会長は「ここで特段の反対がなければ、居宅介護支援事業所も調査する方向では検討してはいかか」となり、了承されました。
- ★調査では、介護従事者の報酬改定前後の給与等の実態、給与以外の福利厚生や研修といった処遇改善策の実態、加算の取得状況を把握することのほか、介護職員処遇改善交付金（仮称）については、来年度も継続的に調査を実施して、交付金実施前後の影響分も把握していくことを基本方針としています。
- ★三上裕司委員（日本医師会常任理事）は、平成21年介護報酬改定論議が開始される時点から定点調査の必要性を訴えていましたが、「次回の経営実態調査を行うにあたって、定点調査の方向性が定まっているかどうか」と質問をしました。鈴木老人保健課長は、「定点調査は大事だと思っている。事業所番号がわかっているのでそこを活用して上手く継続していけるかどうか検討している」と答えました。
- ★交付金については、「様々な職種がいる中で介護職員の給与だけアップすることは難しい」（武久洋三委員：日本慢性期医療協会会長）とする意見が複数の委員からあがっており、土生振興課長は「具体的な交付要件は検討中だが、広く使えるように検討したい」と話しています。
- ★また、交付金が3年間の期間措置であることについて、保険者を代表する山本文男委員（全国町村会長）は、「景気対策といって、やらなくてもいいことをやっている。3年後も続けていくのかどうか、続けていけない場合は、それが全部保険料に跳ね返ってくるのが気がかりだ」と指摘しました。
- ★大森分科会長は、「経済対策で介護報酬が3%アップとなり、さらに上乘せしたことによりそのような心配が出てくるのはもっともなことだ。私どもが議論するレベルを超えて決まったことで、受け取る側（の分科会）としては覚悟を決めてやるしかない」とした上で、「社会保険制度をとっている限り、国費を入れてしまうとそれが当たり前だと思われ、次の保険料を決める時には負担を強いるということが必ず起きる。その時に制度全体の在り方、ここでの議論の仕方、市町村が保険料を定める苦勞も生じてくる。厚労省側でこれらのことを考えて頂きたい」と話しました。
- ★さて、調査票への記載は、介護従事者本人が行うのではなく経理担当者や管理者等が行うことが前提とされていますが、篠原淳子委員（連合生活福祉局長）は、「本来であれば本人がそれぞれ書くべきであり、管理者が書くことによる意図的なデータが出てこないか」と懸念する意見を述べました。

- ★鈴木老人保健課長は、「そういう可能性はゼロではないが、それが管理者だからということではないのではないか。給与帳票が管理されている中で、そこから転記するのが手間も誤りも少ないのではないか」と答え、大森分科会長は「仮にそのような事実が分かるとしたら、そういう事業者はこの世界から退出していただくということ」と述べ、今回の議論に値しないことを示唆しました。
- ★続けて藤井賢一郎専門委員（日本社会事業大学准教授）が、「一般的に本人に書いてもらうほうが安定せず、管理側が記載するほうが技術的にも正確なデータが把握できるといえる」と述べたほか、木間昭子委員（高齢社会をよくする女性の会理事）は、自身の国民生活センターにおける調査経験から「本人が記入するより回答者がわかったほうがよい」と述べました。
- ★これまでの調査においても回答率、有効回答率の低さが指摘されていますが、今回の調査も非常に重要であるため、関係団体に対して調査への協力要請があったとともに、齊藤秀樹委員（全国老人クラブ連合会常任理事・事務局長）は、「どんな立派な調査をしても回答率が低くては意味をなさない。これまでの反省を踏まえた対策を考えてほしい」と指摘しました。
- ★鈴木老人保健課長は、「経営実態調査は40頁ほどのボリュームがあったが、今回は10頁程度であること、調査対象が7サービスとなり、督促がより充実すること、関係団体を通じて各事業所に協力依頼をすることなどに工夫を施すと話しました。
- ★改めて協会からお願いをいたしますが、調査対象となった施設・事業所の皆様は、必ずご協力くださいますよう宜しくお願いいたします。
- ★この日は、このほか要介護認定方法の見直しについて経過の報告が行われました。大森分科会長は、「要介護認定は介護保険制度の入口であり、不安が残るのはまずい。今回、検証・検討委員会が設置されている間は経過措置が実施されているが、今後も大きな見直しを行う際はこういう手続きを入れておいたほうがよいと個人的には思う」と話しました。
- ★これに対して勝田登志子委員（認知症の人と家族の会副代表理事）は、「経過措置が設けられたからよいとは思わない。現場は混乱しているし、本来、要介護認定を決める検討会に利用者代表が入っていないことを不満に思っている」と述べました。大森分科会長は「どんなに万全を期しても変化は起こる。一定の期間、検証手続きを入れることはおかしくないのではないか。だから免責されるということではなく、手順としてこの経験を生かすということだ」と話しました。
- ★石川良一委員（稲城市長）は、「市の現場職員から、突き上げがあった。検証を否定はしないが、やるのであれば新制度がスタートする前にやるべきであった」と述べました。
- ★これら介護保険に関する論議の仕方について、池田省三委員（龍谷大学教授）は危惧を示しました。「新しい認定システムの用語の使い方に対する不備等は否定できず非難されてしかるべき」と述べた上で、「そのこととシステムの正確性とは全くレベルが違う問題だ」と指摘、「一つの失敗が全て他に波及して非難されるという論議は絶対にやめるべき。それは要介護認定の問題だけでなく、介護報酬3%アップのこともそう。情緒的なもので押し通していき、一つが悪いとすべてが悪いという論議は、少なくともこの審議会ではやめてほしい」と意見を述べました。

◇全国「介護サービス情報の公表」制度担当者会議◇  
 （平成21年度第1回 H21.6.24）

- ★この会議は、厚労省老健局振興課が主催し、都道府県の介護サービス公表担当者を対象に開催されました。介護サービス情報の公表制度は、今年度から15サービス（細分ベース）が追加となり全面施行されましたが、これまで同様に、利用者に活用されているのか、手数料の妥当性等、いくつかの問題を抱えています。
- ★都道府県に対しては、事業者の理解を得られる手数料水準となるよう毎回強く要請されていましたが、昨年度の全国平均が約44000円であったことに対し、今年度は暫定値であるものの約34000円と1万円程度下がったことが報告され、土生振興課長は「平均的には効果がみえ、関係者の努力の成果が出てきている」と述べました。
- ★手数料引き下げのための環境整備としての今年度から、  
?訪問調査は、一律に調査員2名以上とするのではなく、規則上は「調査員1名」とし、都道府県ごとに弾力的に対応する。  
?「マニュアルや規程」の「有無確認ための材料」の面接調査については、初年度に有ると確認されれば、次年度以降は特段の事情がない限り、「改めて現物の確認までは行わない」  
の2点について見直しが行われています。（既報）
- ★また今年度は、利用者が事業者を選択する際にどのような情報を必要として、どう入手しているかを把握するための国庫補助事業が予定されています。主体は都道府県で補助額2分の1事業です。調査対象には利用者や利用予定者、介護支援専門員が含まれています。

---

※メールアドレスの変更等、会員登録情報の変更に関しては下記ページにて承っております（会員専用頁＞会員情報変更）。

[https://www2.jcma.or.jp/jcma\\_member/member/login.aspx](https://www2.jcma.or.jp/jcma_member/member/login.aspx)

- ※システムの都合上、同じメールアドレスで複数の方が登録されている場合、ご登録いただいた人数分が配信されてしまいます。  
できましたら、個人アドレスまたは携帯電話アドレスなどへの変更等ご対応をお願いできれば幸いに存じます。
- ※本メールの送信アドレスに、返信やお問い合わせを頂いてもご返答することができません。ご不明な点・ご質問などございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。
- ※メールが崩れて見える場合は「MSゴシック」や「Osaka等幅」など等幅フォントでご覧ください。

---

\*\*\*\*\*

発行：一般社団法人 日本介護支援専門員協会

メール [info@jcma.or.jp](mailto:info@jcma.or.jp)

ホームページ <http://www.jcma.or.jp>

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-3-3 八重洲山川ビル6階

TEL 03-3548-7955/FAX 03-3548-7956

◆個人情報保護方針について

<http://www.jcma.gr.jp/site/privacy/index.html>

\*\*\*\*\*